

議案第36号

木津川市国民健康保険税条例の一部改正について

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月5日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における国民健康保険税の減免について、令和2年2月1日以降に納期限が設定されているものに適用するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例）

19 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における国民健康保険税の減免については、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものについて適用し、第28条第2項の納期限日までにの規定は適用しないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（議案第36号）

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
本則 (略)	本則 (略)
附 則	附 則
1～18 (略)	1～18 (略)
<u>(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)</u>	
<u>19 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における国民健康保険税の減免については、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものについて適用し、第28条第2項の納期限日までにの規定は適用しないものとする。</u>	

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第36号 木津川市国民健康保険税条例の一部改正について						
担 当 課	国保年金課 国保年金係						
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合における国民健康保険税の減免に関し、国民健康保険税条例第28条第2項の規定の例外として、令和2年2月1日以降に納期限が設定されているものについて、遡及して対象とするものです。						
提案に至るまでの経緯	「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について(令和2年5月1日付け保国発第0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)」に基づき改正案を策定。						
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						
市総合計画の位置付け	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本方針</td> <td style="width: 80%;">2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり</td> </tr> <tr> <td>政策分野</td> <td>3 健康</td> </tr> <tr> <td>施 策</td> <td>③ 医療保険 ア 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の充実</td> </tr> </table>	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり	政策分野	3 健康	施 策	③ 医療保険 ア 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の充実
基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり						
政策分野	3 健康						
施 策	③ 医療保険 ア 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の充実						
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)						
将来にわたる効果及び経費の状況	減免による保険税収入の減少分は、その全額が国の国民健康保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金の交付対象となる予定です。						